

令和 7 年 1 月 6 日に提出した監査の
結果に基づき講じた措置の状況について

令和 7 年 3 月

宮崎県監査委員

財政援助団体等を対象とした監査

財政援助団体等（補助団体、出資団体、公の施設指定管理者）31団体について、令和6年10月16日から令和6年12月6日までの間に、監査を実施した。

その結果、3団体の3件について、該当団体及び県の所管課等に対し、改善の措置を講じるよう文書で通知を行った。

該当機関（県の所管課等）からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	1月6日監査結果	講じた措置報告
指摘事項		
注意事項	3	3
意見		
計	3	3

【補助団体】

監査対象機関 (県の所管課)	監査の結果	講じた措置
一般社団法人 宮崎県タクシー協会 (総合交通課)	【注意事項】 交通・物流事業者燃料高騰対策事業補助金等について、会計処理規程に基づいた処理がされておらず、決算財務諸表の整備が適当でないものが見受けられた。	今後は会計処理規程に基づき、適正な決算財務諸表の整備を行うよう指導した。

【出資団体】

監査対象機関 (県の所管課)	監査の結果	講じた措置
一般社団法人 宮崎県酪農公社 (畜産振興課)	【注意事項】 軽油引取税について、消費税の課税区分は本来不課税であるが、課税取引として処理されていたため、消費税の計算に誤りが生じ、貸借対照表の未収消費税等が過大に計上されていた。	公社に対し、軽油引取税について、消費税の取扱いに関する税理士への確認及び修正申告等の必要な手続きを行うよう指導し、是正されたことを確認した。
公益社団法人 宮崎県農業振興公社 (担い手農地対策課)	【注意事項】 畜産担い手育成総合整備事業等において、工事内容を変更する際に作成すべき監督員による指示書が作成されていないものが見受けられた。	公社に対して、監督員による指示書の作成漏れがないように複数の職員で確認するよう指導した。今後は、県が行う遂行状況の实地調査において、監督員による指示書が漏れなく作成されているかについても確認を行う。